

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

コーポレート・ガバナンスについては、社会の諸条件が変動するなかで、迅速な意思決定と適正な企業活動が遂行される体制整備を重視しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】[更新](#)

当社はコーポレートガバナンス・コードの各原則を実施すべく、社内体制の構築に努めてまいりましたが、今般、外部の有識者委員会によりコーポレートガバナンス体制等について指摘を受けております。

当社は指摘事項を真摯に受け止め、更なるコーポレートガバナンス体制の強化を図ってまいる所存です。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 [更新](#)

10%未満

【大株主の状況】[更新](#)

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社	19,002,349	94.63
メッセージ従業員持株会	112,800	0.56
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	73,500	0.36
MSIP CLIENT SECURITIES	30,981	0.15
田中 正敏	29,700	0.14
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	21,700	0.10
上野 浩	21,000	0.10
本吉 則夫	20,100	0.10
山森 正雄	20,000	0.09
佐藤 俊雄	18,000	0.08

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無 [更新](#)

SOMPOホールディングス株式会社 (上場:東京) (コード) 8630

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社は支配株主を有しないため、該当する事項はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長 更新	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
杉山 真一	弁護士												
茶木 正安	他の会社の出身者												

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
杉山 真一	○	——	杉山真一氏は弁護士としての豊富な経験と専門知識並びに高い法令遵守の精神を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し選任するものであります。また、高い独立性を有しており、かつ、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと認められることから独立役員として指定しました。
茶木 正安	○	——	茶木正安氏は企業人として豊富な経験と金融面での高度な専門知識を有しており、また国内外のファイナンスにも精通していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し選任するものであります。また、高い独立性を有しており、かつ、一般株主と利

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数 更新	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、取締役会の他、危機管理会議などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書や職務執行に関する重要な文書を閲覧し、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するよう努めています。また、内部監査室が実施する内部監査に同行し、あるいは実施済みの内部監査の資料を閲覧するとともに、随時情報の交換を行うなど、連携を図っています。

内部監査については、代表取締役社長直轄の組織である内部監査室(6名)が、計画的に監査を実施し、適正な運営がなされているかを監査しており、監査結果は代表取締役社長及び監査役に対して報告するとともに、必要に応じて会計監査人との情報交換を行うなど、連携を図っています。

会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査を行っており、随時、監査役に監査内容の説明を行うなどの連携を通じて監査の実効性と効率性を確保するよう努めています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
尾崎 官一	他の会社の出身者													
秋山 義信	弁護士													
寺尾 耕治	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
尾崎 官一	○	—	

			社外からの視点を強化し、独立性・透明性を高め、業務執行状況を監視・監査する体制にするため選任しています。また、高い独立性を有し、一般株主との利益相反を生ずることがないと認められるため、独立役員に指定しています。
秋山 義信	○	——	弁護士としての知識・経験より社外からの視点を強化し、独立性・透明性を高め、業務執行状況を監視・監査する体制にするため選任しています。また、高い独立性を有し、一般株主との利益相反を生ずることがないと認められるため、独立役員に指定しています。
寺尾 耕治	○	——	公認会計士としての高度な会計・経理知識を有し、公認会計士としての客観的立場から当社の経営に対する適切な監査を行っていただけるものと判断し選任するものであります。また、高い独立性を有し、一般株主との利益相反を生ずることがないと認められるため、独立役員に指定しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績運動型報酬制度の導入
--	--------------

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

代表取締役のみ適用しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

取締役に支給した報酬等の総額(平成27年度) 83百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
---	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は平成28年6月29日開催の第19期定時株主総会において取締役の報酬限度額を年額1億40百万円以内(うち社外取締役20百万円以内)と決議いただいております。また、個々の報酬の配分については役員報酬規程に基づき、取締役の報酬は取締役会の決議で決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外役員の連携強化を図るために、社外取締役2名及び社外監査役3名で構成する定期的な協議会を開催する。また、情報が比較的得やすい常勤監査役及び監査役会から経営課題、財務状況等各種経営情報を社外取締役に提供・共有していく。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(取締役会)

当社の取締役会は、月1回の開催を原則とし、必要に応じて随時開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の状況を逐次監督しております。

(経営会議)

当社は、取締役、執行役員等をメンバーとした経営会議を設置しております。原則として週1回開催及び臨時開催し、業務執行に関する最新の情報を把握して、経営の意思決定の迅速化を図る体制を整えています。

(監査役会)

当社の監査役会は、社外監査役3名(常勤監査役1名を含む)で構成されております。各監査役は、監査役会で決定した監査方針及び業務分担により、それぞれ経営・法律・会計の専門的知識を生かしながら専門性・独立性の高い監査を実施しております。また、取締役会の出席、業務及び各種書類の調査を通じ取締役の職務執行を監査しております。

(会計監査)

会計監査については、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、継続して監査を受けております。監査業務を執行した公認会計士は川合弘泰氏、三宅昇氏、千原徹也氏であり、監査補助者は公認会計士5名、その他5名であります。監査役は、会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど、連携を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は社外取締役を含む取締役会と複数の社外監査役を含む監査役会が緊密に連携し、経営に対する監督機能の強化を図ることによって、透明性の高いガバナンス体制を維持できると考え、現在の体制を採用しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

補足説明

集中日を回避した株主総会の設定

第19期定時株主総会招集日:平成28年6月29日、同招集通知発送日:平成28年6月10日

2. IRに関する活動状況 更新

補足説明

代表者自身
による説明
の有無

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催

年2回決算説明(決算時[5月]及び中間決算時[11月])実施

なし

IR資料のホームページ掲載

掲載ホームページ:<http://www.amille.jp/ir/top>
掲載情報:ニュースリリース、決算短信、有価証券報告書、事業報告書、会社説明会資料、法定公告等

IRに関する部署(担当者)の設置

IR担当役員:取締役 橋元 勝弥
IR担当部署:経営企画部
IR事務連絡責任者:経営企画部長 石部 啓二郎

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

ステークホルダーに対する情報提供に
係る方針等の策定

個人情報保護方針及びプライバシーポリシーを策定し、当社ホームページに表示しております。

その他

お客様相談室、従業員相談窓口を設置しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(基本的な考え方)

取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合し、適正かつ効率的にこれを行うため、内部統制の体制を確保し、チェック機能を充実させることが重要と考えております。

(会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況)

現在の整備の状況につきましては模式図のとおりです。

(内部統制システム構築に関する基本方針)

平成18年5月実施の取締役会にて「内部統制システム構築に関する基本方針について」を決議いたしました。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・「取締役会規程」において、取締役会に付議すべき重要な業務執行にあたる事項と基準を具体的に定め、取締役会は原則として月1回開催するほか適宜、臨時開催し決定を行う。
- ・取締役は、「取締役会規程」「組織管理規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」において定められた責任と業務執行の手続にのっとり業務を行う。
- ・監査役は、取締役会に出席して取締役の業務執行状況について監視を行う。
- ・内部監査室は、代表取締役社長の直属の組織として施設及び本部各部室に対して各部署における業務執行が法令・定款に適合しているかどうか監査を行い、企業倫理向上及びコンプライアンスの徹底を図る。
- ・コンプライアンスを社員研修における重要なテーマとして取り上げ、その徹底を図る。
- ・社内に賞罰委員会を設置し、社内規範や社会規範を守ることを徹底する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制

- ・取締役の意思決定に係る文書については、「取締役会規程」「経営会議規程」他、各会議体の規程に基づき適切かつ確実に保存・管理する。
- ・職務の執行に係る文書については、「文書管理規程」に基づき適切かつ確実に保存・管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社は、「事故防止・危機管理基本マニュアル」を基に、会社全体としてリスク管理に取り組むとともに、経営会議をとおして、経営に重大な影響を及ぼすリスクを迅速に認識し、そのリスク評価と対応策を検討する体制をとっている。
- ・リスクが顕在化した場合には、「事故防止・危機管理基本マニュアル」に基づき、迅速かつ組織的な対応を行い、損失を最小限に抑える体制を整える。

4. 取締役の業務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

- ・当社は、経営効率を向上させるため、取締役、執行役員等が出席する経営会議を原則として週1回開催及び臨時開催し、取締役会付議事項の事前審議を行う。また業務執行に関する具体的な事項等に係る意思決定を機動的に行う。なお、事前審議にあたり、電子媒体を活用して経営情報・審議情報を事前に共有し、情報伝達の効率化を図る。

5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・子会社が「関係会社管理規程」に基づき承認事項に定める業務を執行する場合には当社主管部に対して協議を行うとともに、定期的に業務の執行状況について報告を受けることで、子会社の業務執行に際して適切な管理指導を行うとともに、認識されるリスクをグループとして適切に管理する。
- ・子会社においても、業務の決定及び執行についての相互監視が適正になれるよう、必要に応じて取締役会と監査役を設置する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する体制並びにその使用者の取締役からの独立性に関する事項

- ・監査役がその必要を求める場合には、これを置くこととする。
- ・当該使用者は監査役直属の指揮命令下に配置し、人事処遇等については、取締役会と監査役会が事前に協議の上決定する。

7. 取締役及び使用者が監査役会に報告するための体制その他監査役の監査が実効的に行われるることを確保するための体制

- ・取締役及び使用者は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告し、監査役の情報収集が適切に行えるよう協力する。
- ・監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、危機管理会議などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他職務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用者にその説明を求めることする。
- ・監査役は、当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツから会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っていく。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、「SOMPOケアメッセージグループ倫理綱領」において、地域社会の秩序や安全に脅威を与える勢力、団体には断固として対決し、不当、不法な要求には一切応じないことを定めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(1) 対応統括部署及びおよび不当要求防止責任者の設置状況

本社総務部を対応統括部署とし、不当要求防止責任者講習を受講するなど、反社会的勢力への適切な対応を行う体制を整備しております。

(2) 外部の専門機関との連携状況

警察、弁護士、暴力追放運動推進センター等の外部専門機関と日頃から連絡を取り、連携を深め、反社会的勢力への対応に関する指導を仰い

であります。

(3)反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

対応統括部署において、警察、弁護士、暴力追放運動推進センター等から反社会的勢力に関する情報を隨時、収集・管理し、経営者、本社及び事業部と情報を共有しております。

(4)対応マニュアルの整備状況

当社は、反社会的勢力への態勢や対応方法を「コンプライアンスガイドブック」のケーススタディにまとめ、倫理綱領に基づく判断基準や、その際になすべき行動を解説付きで示しています。

(5)研修活動の実施状況

当社は、入社時研修や定例研修において「コンプライアンスガイドブック」を利用して、反社会的勢力への態勢や具体的な対応方法等を教育し、社内及びグループ会社に周知徹底しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

1. 情報開示に係る基本姿勢

株主、投資家の方々の投資判断に影響する事業活動や重要な意思決定に関する情報を、適時かつ適切に開示することを基本姿勢としております。

2. 会社情報の適時開示に係る社内体制

(1)情報管理責任者

法定開示情報について、取締役会に付議して承認を得る一方、自発的開示情報は情報管理担当者からの提案を受け、開示可否を決定します。

(2)情報開示担当役員

重要な発生事実について、適時開示規則等に定められた事項に該当するか否かを検討し、開示が必要な場合は遅滞なく開示手続きを行います。重要な決定事実について、経営会議及び取締役会付議議案が適時開示規則等に定められた事項に該当するか否かを検討し、開示が必要な場合は決議後遅滞なく開示手続きを行います。

(3)情報管理担当者

情報管理担当者は経営企画部長が務め、情報開示担当役員のもと会社情報の管理及びインサイダー情報の管理統括業務を行います。

(4)主管部門長および子会社社長

担当業務における重要情報についてその収集に努め、速やかに情報管理担当者に報告を行います。

3. 情報開示事項

(1)法定開示事項

- ・会社法にもとづく開示事項
- ・金融商品取引法にもとづく開示事項
- ・東京証券取引所適時開示規則に定める事項

(2)自発的開示事項

自発的開示は、情報管理責任者、情報開示担当役員、情報管理担当者が協議のうえ個別判断し、次のような場合に開示します。

- ・法定開示基準には該当しないが、株主・投資家の方々の投資判断に影響を与えると認められるもの及び当社の理解促進に資するもの
- ・企業の存続や上場維持にかかるリスクの発生が予想される場合

4. 情報管理体制

「情報管理ガイドライン」「インサイダー情報管理規程」等の規程を定め、情報管理の徹底と不当な情報使用の未然防止を図っております。